

## 監査の結果（平成 30 年 7 月 31 日決定分）

### 第 1 監査の概要

#### 1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

#### 2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成 28 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

#### 3 監査の結果等

監査の結果については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において今後検討を要請するものは、「検討要請事項」として公表している。

#### 4 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が 17 機関である。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	県立総合技術研究所保健環境センター	平成 30 年 6 月 7 日	平成 30 年 5 月 18 日	実地	3
2	県立可部高等学校	平成 30 年 7 月 31 日	平成 30 年 6 月 4 日	実地	4
3	県立加計高等学校	平成 30 年 6 月 5 日	平成 30 年 6 月 5 日	実地	5
4	県立忠海高等学校	平成 30 年 7 月 31 日	平成 30 年 6 月 6 日	実地	6
5	県立御調高等学校	平成 30 年 7 月 31 日	平成 30 年 6 月 1 日	実地	8
6	県立沼南高等学校	平成 30 年 7 月 31 日	平成 30 年 5 月 25 日	実地	9
7	県立油木高等学校	平成 30 年 7 月 31 日	平成 30 年 5 月 24 日	実地	10
8	県立高陽高等学校	平成 30 年 7 月 31 日	平成 30 年 6 月 11 日	実地	11
9	県立東高等学校	平成 30 年 7 月 31 日	平成 30 年 6 月 19 日	実地	13

10	県立庄原実業高等学校	平成 30 年 7 月 31 日	平成 30 年 5 月 30 日	実地	14
11	県立尾道商業高等学校	平成 30 年 6 月 13 日	平成 30 年 6 月 13 日	実地	16
12	県立戸手高等学校	平成 30 年 7 月 31 日	平成 30 年 6 月 7 日	実地	18
13	県立因島高等学校	平成 30 年 7 月 31 日	平成 30 年 6 月 20 日	実地	20
14	県立芦品まなび学園高等学校	平成 30 年 6 月 8 日	平成 30 年 5 月 23 日	実地	21
15	県立廿日市特別支援学校	平成 30 年 7 月 31 日	平成 30 年 6 月 8 日	実地	22
16	江田島警察署	平成 30 年 6 月 12 日	平成 30 年 6 月 12 日	実地	23
17	東広島警察署	平成 30 年 6 月 14 日	平成 30 年 6 月 14 日	実地	24

## 第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

### 1 県立総合技術研究所保健環境センター

#### (1) 機関の概要

- ・ 主な業務 公衆衛生の確保及び生活環境の保全，保有技術から産業技術振興のための応用技術の開発
- ・ 所在地 広島市南区皆実町一丁目6番29号
- ・ 組織体制 3部（総務企画部，保健研究部，環境研究部）
- ・ 職員数 36人（平成30年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

#### (2) 監査の結果

##### 【指摘事項】

##### 委託契約における事務処理について

次の委託契約において，消防用設備等保守点検業務等に係る仕様書が，県の規程に基づいて作成されておらず，対象設備や保守点検の内容等が記載されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	庁舎設備保守管理業務（平成29年度）
根拠	施設管理業務委託事務処理要綱第5条 施設管理業務委託の事務処理について（通知）3（1）

##### 【検討要請事項】

##### ア 毒物及び劇物等の管理について

毒物及び劇物等の管理について，今後の使用見込みを把握し，使用見込みのないものについては，関係法令等に留意し，廃棄を含めた処分を検討していただきたい。

##### イ 効率的な委託契約の在り方について

同一敷地内にある県立総合技術研究所保健環境センターと広島県健康福祉センターの庁舎設備保守管理業務に係る委託契約については，効率的な契約の在り方について検討していただきたい。

## 2 県立可部高等学校

### (1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等教育の実施
- ・所在地 広島市安佐北区可部東四丁目 27-1
- ・教職員数（平成 30 年 5 月 1 日現在）
 

全日制	本務者数	56 人	
	非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数	15 人	
定時制	本務者数	11 人	
	非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数	7 人	

### ・生徒の状況

課 程	全日制				定時制				
	普通科				普通科				
学科・学年等	1	2	3	計	1	2	3	4	計
総定員 (人)	240	240	240	720	40	40	40	40	160
生徒数 (人)	242	232	230	704	15	17	10	2	44
充足率 (%)	100.8	96.7	95.8	97.8	37.5	42.5	25.0	5.0	27.5
退学者 (人)	0 (0)				0 (0)				
休学者 (人)	1				0				
進 学 就 職	大学・短大	103 人 (43.6%)			1 人 (6.7%)				
	専修・各種	99 人 (41.9%)			2 人 (13.3%)				
	就 職	22 人 ( 9.3%)			10 人 (66.7%)				
	その他	11 人 ( 4.7%)			1 人 (6.7%)				

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成 30 年 5 月 1 日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成 29 年度（平成 30 年 3 月末現在）である。

・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

### (2) 監査の結果

#### 【改善を求める事項】

#### 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）があり、縮減に向けての取組に努力を要するものがあつた。滞納者等の状況を把握し、督促状を発するなどの徴収促進と発生の未然防止に努める必要がある。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [平成 30 年 6 月現在]	参考 前回監査時 [平成 25 年 6 月]
高等学校使用料（定時制授業料）	3 人            64,210 円	0 人            0 円
修学奨励金貸付金返還金	1 人            224,000 円	0 人            0 円

### 3 県立加計高等学校

#### (1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 本 校 山県郡安芸太田町加計 3780-1  
芸北分校 山県郡北広島町川小田 10075-15
- ・教職員数（平成 30 年 5 月 1 日現在）
  - 本 校 本務者数 19 人  
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 8 人
  - 芸北分校 本務者数 13 人  
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 7 人

#### ・生徒の状況

区 分	本 校				芸北分校			
	全日制				全日制			
課 程	普通科				普通科			
	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)	40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数 (人)	34	28	40	102	31	35	32	98
充足率 (%)	85.0	70.0	100.0	85.0	77.5	87.5	80.0	81.7
退学者 (人)	2				3			
休学者 (人)	0				0			
進 学 就 職	大学・短大	11 人 (31.4%)			9 人 ( 40.9%)			
	専修・各種	14 人 (40.0%)			6 人 ( 27.3%)			
	就 職	8 人 (22.9%)			7 人 (31.8%)			
	その他	2 人 ( 5.7%)			0 人 ( 0.0%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成 30 年 5 月 1 日現在である。

- ・「退学者」, 「休学者」, 「進学就職」の状況は、平成 29 年度（平成 30 年 3 月末現在）である。

#### (2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

## 4 県立忠海高等学校

### (1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 竹原市忠海床浦四丁目4番1号
- ・教職員数（平成30年5月1日現在）
  - 本務者数 24人
  - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 5人
- ・生徒の状況

課 程		全日制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員（人）		80	80	80	240
生徒数（人）		64	80	60	204
充足率（%）		80.0	100.0	75.0	85.0
退学者（人）		0（0）			
休学者（人）		0			
進 学 就 職	大学・短大	52人（72.2%）			
	専修・各種	20人（27.8%）			
	就 職	0人（0.0%）			
	その他	0人（0.0%）			

（注）・「学科・学年」の生徒数等は、平成30年5月1日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成29年度（平成30年3月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

### (2) 監査の結果

#### 【指摘事項】

#### ア 消防用設備点検結果の報告について

消防用設備について、消防法に基づく必要な点検は実施していたが、その結果を消防署長に報告していなかった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	消防法第17条の3の3
-----	-------------

#### イ フロン類を使用した機器の点検等について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）については、簡易点検の実施及び製品ごとに記録簿を作成・保存することとなっているが、次の使用機器について簡易点検が行われておらず、記録簿も作成されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

使用機器	冷蔵冷凍機器（冷水器2台）
------	---------------

根 拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 16 条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成 26 年経・環告 示第 13 号）
-----	---

#### ウ 通勤手当の認定について

通勤手当の認定において、交通用具利用に係る届出の使用距離と、認定の際の測定距離との相違の原因を確認しなかったことにより、誤った距離区分で手当額を決定していたものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

過支給額	1 名 33,000円（平成29年 4 月～平成30年 6 月）
根 拠	職員の通勤手当の支給に関する規則第 3 条, 第 4 条 通勤手当認定要領（広島県教育委員会）第 3

## 5 県立御調高等学校

### (1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 尾道市御調町神 204-2
- ・教職員数（平成 30 年 5 月 1 日現在）
  - 本務者数 27 人
  - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 11 人
- ・生徒の状況

課 程		全日制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員	(人)	80	80	80	240
生徒数	(人)	74	63	72	209
充足率	(%)	92.5	78.8	90.0	87.1
退学者	(人)	3 (0)			
休学者	(人)	1			
進 学 就 職	大学・短大	17 人 (27.4%)			
	専修・各種	25 人 (40.3%)			
	就 職	17 人 (27.4%)			
	その他	3 人 (4.8%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成 30 年 5 月 1 日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学転職」の状況は、平成 29 年度（平成 30 年 3 月末現在）である。

・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

### (2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。



## 6 県立沼南高等学校

### (1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 福山市沼隈町下山南4
- ・教職員数（平成30年5月1日現在）
  - 本務者数 38人
  - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 8人
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制							
		普通科				家政科			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数 (人)		25	22	15	62	22	13	20	55
充足率 (%)		62.5	55.0	37.5	51.7	55.0	32.5	50.0	45.8
退学者 (人)		5 (0)				3 (0)			
休学者 (人)		0				0			
進 学 就 職	大学・短大	3人 (15.8%)				2人 (10.0%)			
	専修・各種	3人 (15.8%)				8人 (40.0%)			
	就 職	9人 (47.3%)				9人 (45.0%)			
	その他	4人 (21.1%)				1人 (5.0%)			

課 程		全 日 制							
		園芸デザイン科				計			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120	120	120	120	360
生徒数 (人)		33	12	17	62	80	47	52	179
充足率 (%)		82.5	30.0	42.5	51.7	66.7	39.2	43.3	49.7
退学者 (人)		7 (0)				15 (0)			
休学者 (人)		0				0			
進 学 就 職	大学・短大	2人 (8.7%)				7人 (11.3%)			
	専修・各種	3人 (13.0%)				14人 (22.6%)			
	就 職	17人 (73.9%)				35人 (56.4%)			
	その他	1人 (4.4%)				6人 (9.7%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成30年5月1日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成29年度（平成30年3月末現在）である。

・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

### (2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

## 7 県立油木高等学校

### (1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 神石郡神石高原町油木乙 1965
- ・教職員数（平成 30 年 5 月 1 日現在）
  - 本務者数 25 人
  - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 17 人
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制							
		普通科				産業ビジネス科			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員（人）		40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数（人）		32	34	33	99	31	31	30	92
充足率（％）		80.0	85.0	82.5	82.5	77.5	77.5	75.0	76.7
退学者（人）		1（0）				3（0）			
休学者（人）		0				1			
進 学 就 職	大学・短大	14 人（46.7%）				9 人（36.0%）			
	専修・各種	10 人（33.3%）				10 人（40.0%）			
	就 職	4 人（13.3%）				6 人（24.0%）			
	その他	2 人（6.7%）				0 人（0.0%）			

（注）・「学科・学年」の生徒数等は、平成 30 年 5 月 1 日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学転職」の状況は、平成 29 年度（平成 30 年 3 月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

### (2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

## 8 県立高陽高等学校

### (1) 機関の概要

- ・ 主な業務 教育基本法に基づく高等教育の実施
- ・ 所在地 広島市安佐北区真亀三丁目 22-1
- ・ 教職員数 (平成 30 年 5 月 1 日現在)
  - 本務者数 54 人
  - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 12 人
- ・ 生徒の状況

課 程	全日制			
	普通科			
学科・学年等	1	2	3	計
総定員 (人)	240	280	280	800
生徒数 (人)	242	278	277	797
充足率 (%)	100.8	99.3	98.9	99.6
退学者 (人)	0 (0)			
休学者 (人)	1			
進学就職	大学・短大	253 人 (80.3%)		
	専修・各種	46 人 (14.6%)		
	就 職	5 人 ( 1.6%)		
	その他	11 人 ( 3.5%)		

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成 30 年 5 月 1 日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成 29 年度 (平成 30 年 3 月末現在) である。
- ・「退学者」の ( ) 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

### (2) 監査の結果

#### 【指摘事項】

#### ア 行政財産の使用許可に伴う電気料金の徴収について

行政財産の使用許可に伴う電気料金の徴収について、収入手続がされていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

対 象	料 金	徴取すべき期限
PTA 複写機の設置に伴う電気料金	1,466 円 (平成 30 年 3 月分)	平成 30 年 4 月 30 日
	1,851 円 (平成 30 年 4 月分)	平成 30 年 5 月 31 日
根拠	広島県教育委員会公有財産管理規則第 27 条 行政財産の使用許可及び使用料等の取り扱い要領	

## イ 通勤手当の支給について

通勤手当の支給を受けている職員にその額を変更すべき事実が生じた場合には、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定することとなっているが、この改定をしていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

根拠	職員の通勤手当の支給に関する規則 第3条, 第4条, 第10条
----	---------------------------------

## 9 県立東高等学校

### (1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等教育の実施
- ・所在地 福山市木之庄町六丁目 11 番 2 号
- ・教職員数 (平成 30 年 5 月 1 日現在)
  - 本務者数 22 人
  - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 12 人
- ・生徒の状況

課 程	通信制				
	普通科				
学科・学年等	1	2	3	4	計
総定員 (人)	300	300	300	300	1,200
生徒数 (人)	331	254	188	61	834
充足率 (%)	110.3	84.7	62.7	20.3	69.5
退学者 (人)	99 (0)				
休学者 (人)	0				
進 学 就 職	大学・短大	2 人 (2.7%)			
	専修・各種	14 人 (19.2%)			
	就 職	14 人 (19.2%)			
	その他	43 人 (58.9%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成 30 年 5 月 1 日現在である。

- ・「退学者」, 「休学者」, 「進学就職」の状況は、平成 29 年度 (平成 30 年 3 月末現在) である。
- ・「退学者」の ( ) 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

### (2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

## 10 県立庄原実業高等学校

### (1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 庄原市西本町一丁目 24-34
- ・教職員数 (平成 30 年 5 月 1 日現在)
  - 本務者数 60 人
  - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 12 人
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制							
		生物生産学科				食品工学科			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数 (人)		29	26	37	92	20	35	21	76
充足率 (%)		72.5	65.0	92.5	76.7	50.0	87.5	52.5	63.3
退学者 (人)		1 (0)				1 (0)			
休学者 (人)		0				0			
進 学 就 職	大学・短大	2 人 (8.0%)				9 人 (23.7%)			
	専修・各種	12 人 (48.0%)				13 人 (34.2%)			
	就 職	11 人 (44.0%)				15 人 (39.5%)			
	そ の 他	0 人 (0.0%)				1 人 (2.6%)			

課 程		全 日 制							
		環境工学科				生活科学科			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数 (人)		26	30	31	87	34	30	29	93
充足率 (%)		65.0	75.0	77.5	72.5	85.0	75.0	72.5	77.5
退学者 (人)		1 (1)				0 (0)			
休学者 (人)		1				0			
進 学 就 職	大学・短大	3 人 (8.3%)				5 人 (16.7%)			
	専修・各種	16 人 (44.4%)				20 人 (66.7%)			
	就 職	17 人 (47.2%)				4 人 (13.3%)			
	そ の 他	0 人 (0.0%)				1 人 (3.3%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成 30 年 5 月 1 日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成 29 年度 (平成 30 年 3 月) 末現在である。

・「退学者」の ( ) 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

## (2) 監査の結果

### 【指摘事項】

#### 財産の管理について

財産の管理について、次のとおり不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。

ア 行政財産に係る使用許可期間の更新について、使用期間の更新手続を行わないまま、使用を継続させていた。

財 産	広島県立庄原実業高等学校校舎
目 的	災害時の指定避難所表示看板の設置
根 拠	広島県教育委員会公有財産管理規則第25条

イ 借受不動産について、借受けの手続は行われているが、借受台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかった。

借受不動産	土地 6,837㎡ (実習地) 土地 2,361㎡ (実習地)
根 拠	広島県教育委員会公有財産管理規則第50条 広島県公有財産管理規則第61条, 第64条

## 11 県立尾道商業高等学校

### (1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 尾道市古浜町 20-1
- ・教職員数（平成 30 年 5 月 1 日現在）
  - 本務者数 50 人
  - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 16 人
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制							
		商 業 科				ビ ジ ネ ス 会 計 科			
学 科 ・ 学 年 等		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		80	80	80	240	40	40	40	120
生徒数 (人)		80	72	76	228	40	39	40	119
充足率 (%)		100.0	90.0	95.0	95.0	100.0	97.5	100.0	99.2
退学者 (人)		2 (0)				1 (0)			
休学者 (人)		0				0			
進 学 就 職	大学・短大	28 人 (35.4%)				7 人 (18.4%)			
	専修・各種	19 人 (24.1%)				20 人 (52.6%)			
	就 職	30 人 (38.0%)				10 人 (26.3%)			
	その他	1 人 (1.3%)				1 人 (2.6%)			

課 程		全 日 制							
		情 報 管 理 科				計			
学 科 ・ 学 年 等		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		80	80	80	240	200	200	200	600
生徒数 (人)		80	68	77	225	200	179	193	572
充足率 (%)		100.0	85.0	96.3	93.8	100.0	89.5	96.5	95.3
退学者 (人)		0 (0)				3 (0)			
休学者 (人)		0				0			
進 学 就 職	大学・短大	29 人 (37.2%)				64 人 (32.8%)			
	専修・各種	21 人 (26.9%)				60 人 (30.8%)			
	就 職	29 人 (37.2%)				69 人 (35.4%)			
	その他	0 人 (0.0%)				2 人 (1.0%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成 30 年 5 月 1 日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成 29 年度（平成 30 年 3 月）末現在である。

・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。



## (2) 監査の結果

### 【指摘事項】

#### ア フロン類を使用した機器の点検等について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）のうち一定規模以上のものについては、定期点検を行うこととなっているが、次のもの（定格出力 7.5kW 以上）については実施されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

設置場所	製品分類	定格出力
簿記機械実習室	ユニット型エアコンディショナー	7.5kW
C A I 教室	ユニット型エアコンディショナー	7.5kW

根拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 16 条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成 26 年経・環 告示第 13 号）第 2
----	--

#### イ 住居手当の支給について

住居届の内容については、その記載事項及び居住の実情を証明する書類により、届出に係る事実を確認しなければならないが、確認事項のうち、家賃を負担している事実を確認していないものがあつた。また、当該職員への住居手当について、支給の始期を誤っていた。適正な事務処理に努められたい。

誤支給額	1 名 27,000 円（平成 29 年 4 月分）
根拠	職員の住居手当の支給に関する規則 第 5 条, 第 6 条, 第 8 条 住居手当認定要領（広島県教育委員会）第 2, 第 3

#### ウ 通勤届の確認について

有料道路を利用して通勤する職員が E T C サービスを利用する場合の通勤届の確認において、通勤に利用する交通用具の車両番号を確認していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

根拠	通勤手当認定要領（広島県教育委員会）第 2
----	-----------------------

## 12 県立戸手高等学校

### (1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 福山市新市町相方 200
- ・教職員数（平成 30 年 5 月 1 日現在）
  - 本務者数 58 人
  - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 23 人
- ・生徒の状況

課 程		全日制			
		総合学科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員（人）		200	240	240	680
生徒数（人）		200	238	234	672
充足率（％）		100.0	99.2	97.5	98.8
退学者（人）		1（0）			
休学者（人）		1			
進学就職	大学・短大	107 人（46.3％）			
	専修・各種	82 人（35.5％）			
	就 職	36 人（15.6％）			
	そ の 他	6 人（2.6％）			

（注）「学科・学年」の生徒数等は、平成 30 年 5 月 1 日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成 29 年度（平成 30 年 3 月）末現在である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

### (2) 監査の結果

#### 【指摘事項】

#### ア 郵便切手類の管理について

郵便切手類の使用において、郵便切手類使用簿に発送先や使用枚数等を記載していないにもかかわらず交付し、実際の使用枚数を貼付確認等により確認していないものがあった。

また、当該郵便切手類の返納分について、その残高を、平成 29 年度の郵便切手類出納簿に年度中途から記載しておらず、平成 30 年度への繰り越しもしていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根拠	広島県物品管理規則第 41 条 郵便切手類の管理について (平成 23 年 12 月 22 日付け管理部総務課長通知（教育委員会）)
----	--

## イ 通勤届の確認について

有料道路を利用して通勤する職員がE T Cサービスを利用する場合の通勤届の確認において、通勤に利用する交通用具の車両番号を確認していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

根拠	通勤手当認定要領（広島県教育委員会）第2
----	----------------------

## 13 県立因島高等学校

### (1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 尾道市因島重井町 5574 番地
- ・教職員数（平成 30 年 5 月 1 日現在）
 

全日制	本務者数	35 人	
	非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数	11 人	
定時制	本務者数	10 人	
	非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数	3 人	
- ・生徒の状況

課 程	全日制				定時制				
	総合学科				普通科				
学科・学年等	1	2	3	計	1	2	3	4	計
総定員 (人)	120	120	120	360	40	40	40	40	160
生徒数 (人)	91	91	92	274	7	9	11	4	31
充足率 (%)	75.8	75.8	76.7	76.1	17.5	22.5	27.5	10.0	19.4
退学者 (人)	1 (0)				1 (1)				
休学者 (人)	0				1				
進 学 就 職	大学・短大	37 人 (39.8%)			0 人 (0.0%)				
	専修・各種	31 人 (33.3%)			1 人 (20.0%)				
	就 職	24 人 (25.8%)			2 人 (40.0%)				
	その他	1 人 (1.1%)			2 人 (40.0%)				

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成 30 年 5 月 1 日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成 29 年度（平成 30 年 3 月末現在）である。

・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

### (2) 監査の結果

#### 【指摘事項】

#### 毒物及び劇物の管理について

毒物及び劇物の管理について、学校の「毒物劇物危害防止規定」では、責任者は管理簿と在庫量の整合について、各学期末に 1 回確認し、総括責任者に報告することとなっているが、在庫量の確認が行われておらず、総括責任者への報告も年に 1 回となっていた。

また、毒物及び劇物の一部について管理簿が作成されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	毒物及び劇物の保管管理について（昭和52年 3 月 26 日薬発第313号厚生省薬務局長通知） 2 毒物劇物危害防止規定（広島県立因島高等学校） 5（1）
-----	--

## 14 県立芦品まなび学園高等学校

### (1) 機関の概要

- ・ 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・ 所在地 福山市新市町戸手 1330
- ・ 教職員数 (平成 30 年 5 月 1 日現在)
  - 本務者数 38 人
  - 非常勤講師数 27 人

### 生徒の状況

課 程	定時制				
	普通科				
学科・学年等	1	2	3	4	計
総定員 (人)	120	120	120	120	480
生徒数 (人)	88	96	79	63	326
充足率 (%)	73.3	80.0	65.8	52.5	67.9
退学者 (人)	26 (0)				
休学者 (人)	0				
進 学 就 職	大学・短大	3 人 ( 8.6%)			
	専修・各種	8 人 (22.9%)			
	就 職	14 人 (40.0%)			
	その他	10 人 (28.6%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成 30 年 5 月 1 日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成 29 年度 (平成 30 年 3 月末現在) である。

・「退学者」の ( ) 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

### (2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

## 15 県立廿日市特別支援学校

### (1) 機関の概要

- ・主な業務 知的障害等のある児童・生徒の教育の実施
- ・所在地 廿日市市宮内 877 番 2 号
- ・教職員数 (平成 30 年 5 月 1 日現在)
  - 本務者数 116 人
  - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 5 人
- ・生徒の状況

部・学年等	小学部							中学部				高等部				
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計	
男子 (人)	8	9	8	21	9	6	61	11	8	6	25	13	15	21	49	
女子 (人)	3	2	4	1	4	3	17	10	5	7	22	10	12	16	38	
合計 (人)	11	11	12	22	13	9	78	21	13	13	47	23	27	37	87	
卒業者 (人)	—							12				34				
進学就職	進学	—							12 人 (100.0%)				0 人 (0.0%)			
	就職	—							0 人 (0.0%)				8 人 (23.5%)			
	その他	—							0 人 (0.0%)				26 人 (76.5%)			

(注)・「部・学年等」の生徒数等は、平成 30 年 5 月 1 日現在である。

・「卒業者」、「進学就職」の状況は、平成 29 年度 (平成 30 年 3 月末現在) である。

### (2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

## 16 江田島警察署

### (1) 機関の概要

- ・ 主な業務 犯罪の予防，鎮圧及び捜査，被疑者の逮捕，交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・ 所在地 江田島市江田島中央四丁目 13 番 1 号
- ・ 所管区域 江田島市
- ・ 管内面積 100.70 km<sup>2</sup>
- ・ 管内人口 24,082 人（平成 30 年 1 月 1 日現在）
- ・ 組織体制 5 課（警務課，会計課，生活安全刑事課，地域交通課，警備課）
- ・ 職員数（平成 30 年 4 月 1 日現在）
  - 常勤職員数 42 人
  - 非常勤職員数 7 人

### (2) 監査の結果

#### 【指摘事項】

#### 工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において，路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）に定める基準を満たしていない工事があった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島県江田島市江田島町ほか路側式道路標識設置工事 平成 29 年度
根拠	路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）

## 17 東広島警察署

### (1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防，鎮圧及び捜査，被疑者の逮捕，交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 東広島市西条昭和町4番11号
- ・所管区域 東広島市
- ・管内面積 635.32 km<sup>2</sup>
- ・管内人口 186,012人（平成30年3月末現在）
- ・組織体制 8課（警務課，会計課，生活安全課，地域課，刑事第一課，刑事第二課，交通課，警備課）
- ・職員数（平成30年4月1日現在）
  - 常勤職員数 199人
  - 非常勤職員数 22人

### (2) 監査の結果

#### 【指摘事項】

#### 工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において，路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）に定める基準を満たしていない工事があった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	東広島市西条中央5-2-12先ほか路側式道路標識設置工事（平成29年度）
根拠	路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）